外国送金の資金をだまし取る詐欺にご注意願います！

2022 年 9 月

外国送金をご依頼のお客さま

株式会社みなと銀行

いつも、みなと銀行をご利用いただきありがとうございます。

お客さまが外国送金の受取口座等の情報連絡を電子メールを用いて海外のお取引先や子会社等（以下、外国法人と言います）との間で行う際に、その内容が盗み取られ返信を装った電子メールや内容が改ざんされた電子メールにだまされて外国送金の資金が詐取されたという被害が依然として発生していますので以下の点にご注意願います。

■ 発生事象

(1) 海外のお取引先等になりすまして送信された電子メールの送金指示や添付請求書に従って外国送金を行った結果、送金した資金を詐取されたケース

(2) 外国に所在する子会社のCEO等、上層幹部になりすまして、お客さまに送信された電子メールの指示に従って外国送金を行った結果、送金した資金が詐取されたケース

(3) お客さまから海外のお取引先等に送信した電子メールまたは添付請求書が改ざんされ、お客さまの指定口座とは異なる口座に送金された結果、受領すべき資金が詐取されたケース

上記のような事象を踏まえ、法人のお客さまは次の対策実施の徹底をお願いいたします。

■ 対応策

※ 以下の事例のような通常の請求・支払慣行と異なる対応を求められた場合は、海外のお取引先等に対して電子メールとは異なる手段（電話やFAX等）で事実関係の確認を行う。確認できるまで保留も検討する。

① 外国法人から送金先口座（所在国と異なる国）や名義を変更する旨の電子メールを受信した場合

② 外国法人の通常と異なるメールアドレス（＠以下の一部相違）から送金依頼メールを受信した場合

③ 至急扱い（急がせる内容）や極秘扱いの送金依頼メールを受信した場合など

※ 電子メールで返答する場合は「返信」ではなく、「転送」の機能を使用して事前に入手している名刺等に記載された正規の電子メールアドレスに送信する。

※ 送金取引やその連絡に利用しているパソコンのセキュリティ対策（ウイルス対策等）を行う。
また、外国法人と送金依頼口座情報等の電子メールを送受信する際には、暗号化した添付ファイルを使用する、電子署名を付すなど、より安全性の高い方法で行う。

被害に遭われた場合は、直ちにお取引店および所轄警察署サイバー犯罪対策課までご相談ください。

全国銀行協会のホームページに掲載の「重要なお知らせ」もご参照願います。

【 https://www.zenginkyo.or.jp/topic/detail/nid/3561/ 】